

別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(三) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書									
準備金の名称	1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12				円
当期積立額	2			当期益金算入額	13				円
積立限度額の計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3		5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	14				
	取引基準額	4		同上以外の場合による益金算入額(26の計)+(27の計)	15				
	(3) × $\frac{12}{100}$			計					
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5		(13)+(14)	16				
	(3)の収入金額に係る所得金額	6		当期積立額のうち損金算入額(2)-(11)	17				
	租税特別12項又は第4項若			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額					
				(12)-(15)+(16)					
積立限度額									
積立事項									
当期分計									

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

(1) 探鉱準備金の損金算入((2)に該当するもの以外)

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第1項」

② 「区分番号」欄：「00203」

③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

(2) 探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第8項」又は「令和2年改正前措置法第58条第9項」

② 「区分番号」欄：「00203」

③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

(注) 令和4年4月1日に開始した事業年度については、令和2年改正前措置法の条項を記載してください。

(3) 海外探鉱準備金の損金算入

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第2項」

② 「区分番号」欄：「00482」

③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

「43」欄

II 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合									
探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費又は当期の探鉱用機械設備の			所得基準額					
	(29)のうち国内の新鉱床			((37)-(40))又は(別表十(三)付表「9」若しくは「16」)- (41)	42				
	(29)のうち海外の新鉱床			(33)、(36)と(42)のうち少ない金額	43				
	(30)の額を超える益金算入								
探鉱費基準額(29)又は(31)の(マイナスの場合は0)									
準備金額の算入	5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	34							
	任意取崩し等の場合の益金算入額(26の計)	35							
	益金算入基準額(34)+(35)	36							